

## 第64回

# 定時株主総会招集ご通知



2022年12月20日（火曜日）

日時

午前10時（受付開始 午前9時）



マイドームおおさか 8階

場所

大阪府中央区本町橋2番5号

※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年12月19日（月曜日）午後5時30分まで

## < 会場変更のお知らせ >

**株主総会会場が前回の会場から「マイドームおおさか」へ変更となっております。**ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会当日は、お土産の配付及び株主懇親会の開催はございません。何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第64回 定時株主総会招集ご通知 ……	2
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金処分の件 ……	6
第2号議案 吸収分割契約承認の件 ……	7
第3号議案 定款一部変更の件 ……	15
第4号議案 取締役13名選任の件 ……	18
第5号議案 監査役1名選任の件 ……	26
<b>添付書類</b>	
事業報告 ……	27
連結計算書類 ……	53
計算書類 ……	56
監査報告 ……	59
<b>ご参考</b>	
NISHIO TOPICS ……	65



総合レンタル業のバイオニア

西尾レントール株式会社

## 株主の皆様へ

---

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第64回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。あわせて株主総会の議案及び第64期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の事業の概況につきご説明申し上げますのでご高覧下さいますようお願い申し上げます。

2022年12月

代表取締役社長

西尾 公志

**第64回 定時株主総会招集ご通知**

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主の皆様のご健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。また、会場の収容人数の関係上、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

なお、上記の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年12月19日（月曜日）午後5時30分までにご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか 8階 (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意下さい。)
3	報告事項	1. 第64期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 吸収分割契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役13名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nishio-rent.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.nishio-rent.co.jp/>）に掲載させていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

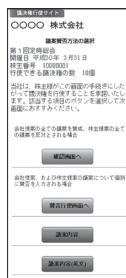
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力下さい。



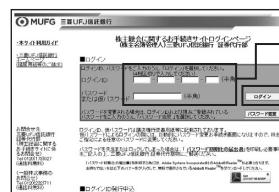
**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

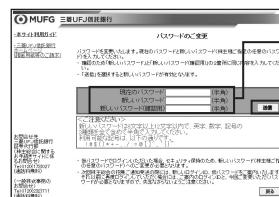
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録して下さい。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力下さい。  
※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>100</b> 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 <b>2,775,454,800</b> 円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年12月21日（水曜日）といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその金額	別途積立金 <b>4,300,000,000</b> 円
2	減少する剰余金の項目及びその金額	繰越利益剰余金 <b>4,300,000,000</b> 円

---

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により、純粋持株会社体制へ移行するため、2022年11月25日開催の取締役会において吸収分割契約を締結する決議をいたしました。本議案は、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社である「西尾レントオール分割準備株式会社」（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社の建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本件分割の効力発生日は2023年4月1日を予定しており、同日付で当社は「ニシオホールディングス株式会社」に商号を変更する予定であります。

なお、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループ（当社及び連結子会社）は、社是「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」を基本として、グループ各社それぞれが切磋琢磨し、取扱商品の拡大を図り、M&A等を活用した事業分野の拡大に努めてまいりました。

その結果、業界屈指の事業領域の幅の広さを実現し、事業の持続性・安定性という面では成果を上げることができました。

その反面、グループ内で一部重複投資が見られる等、効率性に課題も残り、安全品質基準やコンプライアンスについてグループ全体で足並みをそろえて、さらなる向上を目指す必要があります。

このたび持株会社体制に移行することにより、当社グループの一層の成長加速と事業拡大を図り、あわせて強固な経営基盤構築を実現してまいります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

西尾レントオール株式会社（以下、「甲」という。）及び西尾レントオール分割準備株式会社（以下、「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり、分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、甲の営む一切の事業（グループ経営管理事業及びタワークレーンレンタルに関する事業を除く。）（以下、「本件事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：西尾レントオール株式会社

住所：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：西尾レントオール分割準備株式会社

住所：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

#### 第3条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細書」に記載のとおりとする。
2. 前項に関わらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるもの

---

とする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第4条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式4,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

#### 第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益剰余金は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金      | 200百万円                  |
| (2) 資本準備金    | 75百万円                   |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益剰余金    | 0円                      |

#### 第6条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株主総会の承認）

甲及び乙は、2022年12月20日に開催されるそれぞれの株主総会において、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙協議の上、これらの手続を変更することができる。

## 第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

## 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

## 第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、若しくは本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年11月25日

(甲) 大阪府中央区東心斎橋1丁目11番17号  
西尾レントオール株式会社  
代表取締役社長 西尾 公志

---

(乙) 大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号  
西尾レントオール分割準備株式会社  
代表取締役社長 西尾 公志

## 別紙 承継権利義務明細書

乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、効力発生日において甲が有する本件事業に関して属する次の権利義務とする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りではない。

なお、乙が甲から承継する本件事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務は、2022年9月30日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に関する一切の流動資産（乙の必要運転資金を超える現預金を除く。）

#### (2) 固定資産

本件事業に関する一切の固定資産（土地は除く。）

#### (3) 投資その他の資産

本件事業に関する一切の投資その他の資産

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に関する一切の流動負債

#### (2) 固定負債

本件事業に関する一切の固定負債

### 3. 承継する雇用契約等

本件事業に属する従業員（正社員、準社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

#### 4. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する取引基本契約、秘密保持契約、業務委託契約、その他本件事業に属する一切の契約（不動産（土地）賃貸借契約は除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務

#### 5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切（レンタカー事業に関する許認可等は除く。）

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

当社と承継会社は、2023年4月1日を効力発生日とする吸収分割を行うことといたしました。これに伴い承継会社が当社に交付する株式数、並びに承継会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

##### ①対価の総数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式を4,000株発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。承継会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が発行する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

##### ②資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。なお、承継会社の資本金及び資本準備金の額は、会社法第445条第5項による委任を受けた会社計算規則第37条の定めに従い、同条第1項に定める株主資本等変動額の範囲内において定めております。

1. 資本金：200百万円
2. 資本準備金：75百万円

#### (2) 計算書類等に関する事項

承継会社におきましては、確定した事業年度は存在しません。承継会社の設立の日（2022年10月3日）における貸借対照表は、以下のとおりであります。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	100百万円	株主資本	100百万円
現金及び預金	100百万円	資本金	100百万円
資産合計	100百万円	負債及び純資産合計	100百万円

- (3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2023年4月1日をもって持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、第2号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、あわせて、2023年4月1日にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（商号） 当社は西尾レントオール株式会社と称し、英文では、 <u>NISHIO RENT ALL CO.,LTD.</u> と表示する。	第1条（商号） 当社はニシオホールディングス株式会社と称し、英文では、 <u>NISHIO HOLDINGS CO.,LTD.</u> と表示する。
第2条（目的） 当社は次の業務を営むことを目的とする。	第2条（目的） 当社は次の業務を営むこと、 <u>並びに次の各号に掲げる業務を営む会社（外国会社を含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1) ~ (33) (条文省略)</p> <p>第3条~第14条 (条文省略)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第16条~第41条 (条文省略)</p>	<p>(1) ~ (33) (現行どおり)</p> <p>第3条~第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条~第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附 則
(新 設)	<p>第1条  <u>定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、2023年4月1日をもって効力が生じるものとする。</u>  <u>なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</u></p>
(新 設)	<p>第2条  <u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  <u>2.本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日にこれを削除するものとする。</u></p>

## 第4号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって取締役西尾公志、外村圭弘、辻村敏夫、濱田雅義、橋本宏治、北山孝、鎌田浩昭、四元一夫、中野浩二、田中浩二、島中哲美、野坂博南の12名は任期満了となります。つきましては、持株会社体制移行後の経営体制の充実を図るとともに、持株会社体制移行までの経営体制を勘案し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。候補者番号10番瀬尾伸一及び13番中小路久美代の両氏は、本件分割及び持株会社体制移行に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が承認可決され、本件分割の効力が発生することを条件として効力発生日（2023年4月1日）をもって生ずるものといたします。なお、候補者番号3番濱田雅義、4番橋本宏治、5番北山孝、6番鎌田浩昭、8番中野浩二、9番田中浩二及び12番野坂博南の7氏は、本件分割の効力発生日の前日（2023年3月31日）をもって辞任により退任される予定ですので、第2号議案「吸収分割契約承認の件」及び本議案がそれぞれ承認可決され、本件分割の効力が生じますと、本件分割の効力発生日における取締役の員数は6名となり、その6名で持株会社の経営を担っていく予定であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	西尾 公志 再任	代表取締役社長 レントオール部門管掌	13回/13回 (100%)
2	外村 圭弘 再任	専務取締役 建機部門（東日本地域及び海外事業）管掌	13回/13回 (100%)
3	濱田 雅義 再任	取締役 中部支店長	13回/13回 (100%)
4	橋本 宏治 再任	取締役 関西支店長兼関西建築設備営業部長兼 関西機材サポート部長	13回/13回 (100%)
5	北山 孝 再任	取締役 通信測機事業部長	13回/13回 (100%)
6	鎌田 浩昭 再任	取締役 技術本部長	13回/13回 (100%)
7	四元 一夫 再任	取締役 本社管理部門管掌	13回/13回 (100%)

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
8	なかの こうじ 中野 浩二 再任	取締役 東京支店長	13回／13回 (100%)
9	たなか こうじ 田中 浩二 再任	取締役 建機部門（中国・四国地域）管掌	13回／13回 (100%)
10	せお しんいち 瀬尾 伸一 新任	—	—
11	しまなか てつみ 島中 哲美 再任 社外 独立	取締役	13回／13回 (100%)
12	のさか ひろみ 野坂 博南 再任 社外 独立	取締役	13回／13回 (100%)
13	なかこうじ くみよ 中小路 久美代 新任 社外 独立	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">にしお まさし <b>西尾 公志</b> (1960年8月4日)</p>	<p>1987年1月 当社入社</p> <p>1988年12月 当社取締役</p> <p>1992年12月 当社常務取締役</p> <p>1994年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年1月 当社レントオール部門管掌（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サコス株式会社取締役会長</p> <p>日本スピードショア株式会社取締役</p> <p>SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD Director</p> <p>NORTH FORK PTY LTD Director</p> <p>UNITED POWER &amp; RESOURCES PTE. LTD. Director</p>	1,310,278株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">とのむら よしひろ <b>外村 圭弘</b> (1955年7月12日)</p>	<p>1978年3月 当社入社</p> <p>1997年12月 当社取締役</p> <p>1998年10月 当社東京支店長</p> <p>2008年12月 当社常務取締役</p> <p>2011年12月 当社専務取締役（現任）</p> <p>2022年10月 当社建機部門（東日本地域及び海外事業） 管掌（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サコス株式会社取締役</p>	25,680株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
3	再任 はまだ まさよし 濱田 雅義 (1958年1月31日)	1982年4月 当社入社 2009年10月 当社名古屋支店長兼東海営業部長 2009年12月 当社取締役 (現任) 2016年10月 当社中部支店長 (現任)	27,500株
4	再任 はしもと こうじ 橋本 宏治 (1960年6月6日)	1983年4月 当社入社 2004年10月 当社茨城営業部長 2008年10月 当社関西営業部長 2010年12月 当社執行役員 当社大阪支店長 2012年12月 当社取締役 (現任) 2016年10月 当社関西支店長 (現任) 2022年10月 当社関西建築設備営業部長兼関西機材サ ポート部長 (現任)	9,300株
5	再任 きたやま たかし 北山 孝 (1963年9月8日)	1984年4月 当社入社 2003年10月 当社兵庫営業部長 2006年10月 当社関越営業部長 2010年10月 当社測器部長 2010年12月 当社執行役員 2011年5月 当社通信測機営業部長 2012年12月 当社取締役 (現任) 2018年10月 当社通信測機事業部長 (現任)	5,780株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
6	再任 かまだ ひろあき 鎌田 浩昭 (1962年4月18日)	1981年4月 当社入社 2004年10月 当社北海道営業部長 2014年10月 当社技術本部副本部長 2014年12月 当社取締役(現任) 当社技術本部長(現任)	17,991株
7	再任 よつもと かずお 四元 一夫 (1959年6月8日)	1980年4月 当社入社 2004年10月 当社経理部長 2016年10月 当社社長室長 2016年12月 当社執行役員 2018年12月 当社取締役(現任) 当社本社管理部門管掌(現任)	9,460株
8	再任 なかの こうじ 中野 浩二 (1966年11月28日)	1986年7月 当社入社 2000年10月 当社中部営業部長 2002年10月 当社東京営業部長 2013年10月 当社東北営業部長 2019年12月 当社執行役員 2020年12月 当社取締役(現任) 2022年10月 当社東京支店長(現任)	26,500株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
9	<p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">た な か こ う じ <b>田中 浩二</b> (1969年6月11日)</p>	<p>1993年4月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社四国営業部長</p> <p>2019年10月 当社東中国営業部長</p> <p>2019年12月 当社執行役員</p> <p>2020年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年10月 当社建機部門（中国・四国地域）管掌 （現任）</p>	7,600株
10	<p style="text-align: center;"><b>新任</b></p> <p style="text-align: center;">せ お し ん い ち <b>瀬尾 伸一</b> (1959年3月8日)</p>	<p>1982年4月 サコス株式会社入社</p> <p>2002年6月 同社取締役東京営業部長</p> <p>2005年12月 同社常務取締役</p> <p>2009年6月 株式会社新光電舎代表取締役社長（現任）</p> <p>2009年12月 サコス株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） サコス株式会社代表取締役社長</p>	一株
11	<p style="text-align: center;"><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p style="text-align: center;">し ま な か て つ み <b>島中 哲美</b> (1953年3月5日)</p>	<p>1995年10月 有限会社ゼハールト代表取締役（現任）</p> <p>2005年12月 当社監査役</p> <p>2014年12月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社ゼハールト代表取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
12	再任 社外 独立 のさか ひろみ 野坂 博南 (1964年11月11日)	2002年7月 香港科技大学助理教授 2010年4月 関西大学経済学部教授(現任) 2020年12月 当社取締役(現任)	一株
13	新任 社外 独立 なかこうじ くみよ 中小路 久美代 (1963年6月15日)	1994年4月 奈良先端科学技術大学院大学客員助教授 1995年7月 米国コロラド大学計算機科学科客員助教授 2002年4月 東京大学先端科学技術研究センター特任教授 2011年6月 株式会社S R A先端技術研究所所長 2013年7月 京都大学学際融合教育研究推進センター特定教授 2019年4月 公立ほこだて未来大学システム情報科学部教授(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 島中哲美、野坂博南及び中小路久美代の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 島中哲美氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
4. 野坂博南氏を社外取締役候補者とした理由は、学識経験者としての経済学を中心とした専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。  
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 中小路久美代氏を社外取締役候補者とした理由は、学識経験者としての情報通信分野を中心とした専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。  
なお、同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
6. 当社は、島中哲美及び野坂博南の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づ

---

き、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中小路久美代氏の選任が承認された場合も、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の42頁「4. (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

8. 島中哲美及び野坂博南の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって島中哲美氏が8年、野坂博南氏が2年となります。なお、島中哲美氏は過去に当社の監査役であったことがあります。

9. 当社は、島中哲美及び野坂博南の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、中小路久美代氏の選任が承認された場合も、同氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岩佐広文は辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <small>もりた こういち</small>  <b>森田 光一</b>            (1965年4月13日)         </div>	1986年4月 当社入社 2001年10月 当社東京営業部管理課長 2010年10月 当社資産統括部長（現任）	100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の42頁「4. (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外の市場環境の回復に加え、政府による活動制限の緩和や経済対策等により、経済活動は持ち直しの動きが見られたものの、ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰や世界的な物価上昇の他、円安の影響もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界においては、各地の交通インフラの補修工事が堅調な他、都市再開発工事や物流倉庫等の新設工事、災害復旧工事が底堅く推移しました。

このような状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、中期経営計画“ Vision 2023 ”に基づき、ロジスティックス・イノベーションを推進し、一部の地域で社内の物流システムやオンラインレンタルの実証実験を開始した他、社会課題の解決に貢献できるソリューションの提供に向けた木造モジュール事業では、社用設備として7箇所設置し、ノウハウの蓄積に取り組んでまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響として、イベントの中止や延期が続いておりましたが、感染症対策を行った上で音楽イベントやスポーツイベント、展示会等を再開する動きが広がり、順調に受注活動を進めております。

その結果、連結売上高は170,634百万円（前年同期比105.5%）、営業利益14,884百万円（同108.5%）、経常利益14,301百万円（同106.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益9,167百万円（同103.8%）となりました。また、EBITDAは49,686百万円（同104.9%）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

### (イ) レンタル関連事業

道路・土木関連分野では、全国的な高速道路のリニューアル工事において、橋梁点検車を受注した他、工事規制予告や交通状況を表示するLEDパネル「LIP」や路面点滅誘導灯「ミチテラ」等の安全対策関連商品が売上を押し上げました。また、バッテリー式のミニショベルやバイオ燃料建機等、静音かつCO2削減にもつながる環境対策商品を導入しました。

建築・設備関連分野では、首都圏の再開発工事が復調となった他、各地の物流倉庫や半導体部品工場の新設工事により、売上を順調に伸ばしました。また、仮設のWi-Fi環境を構築する「PicoCELA」や、気象情報や騒音・振動等さまざまな計測データをクラウドで一括管理する「クラウド16」等、ITによる現場の効率化を進めております。

イベント分野では、ワクチン接種会場への備品レンタルが売上の下支えとなった他、対面イベントの中止や延期が続くなかでオンラインイベントを受注しました。また、開催制限の緩和により徐々に再開されたスポーツイベントや学会、コンサート会場等でテントや大型LEDディスプレイ、撮影機材等の売上が復調傾向となりました。

その結果、売上高は164,180百万円（前年同期比106.6%）、営業利益14,221百万円（同110.0%）となりました。

### (ロ) その他

海外製建機の販売に注力しておりますが、売上高は6,453百万円（前年同期比83.4%）、営業利益593百万円（同89.5%）となりました。

セグメントの販売実績の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	第63期 2020年10月 1日から 2021年 9月30日まで		第64期 2021年10月 1日から 2022年 9月30日まで		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	前年比
レンタル関連事業	154,021	95.2%	164,180	96.2%	10,158	106.6%
その他	7,734	4.8	6,453	3.8	△1,280	83.4
計	161,756	100.0	170,634	100.0	8,878	105.5

## ② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は38,630百万円で、その内訳は、より一層の事業基盤拡充のための貸与資産の投資額が29,335百万円、営業所の新設・移転・増設等の社用資産の投資額が9,295百万円であります。

また、セグメント別では、レンタル関連事業が38,321百万円、その他が309百万円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは長期借入金により13,312百万円を調達いたしました。

当社におきましては8,000百万円、連結子会社であるUNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.は1,381百万円、株式会社ショージは1,100百万円、SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTDは1,064百万円、サコス株式会社は1,000百万円、NORTH FORK PTY LTDは766百万円の資金調達を行いました。いずれも貸与資産の投資や、既存の社債償還及び借入返済に充当いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

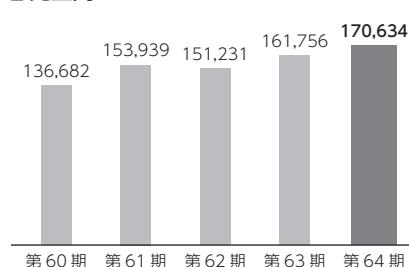
### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第60期 2017年10月1日から 2018年9月30日まで	第61期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで	第62期 2019年10月1日から 2020年9月30日まで	第63期 2020年10月1日から 2021年9月30日まで	第64期 2021年10月1日から 2022年9月30日まで
売上高	136,682 百万円	153,939 百万円	151,231 百万円	161,756 百万円	170,634 百万円
営業利益	14,770 百万円	15,659 百万円	11,371 百万円	13,714 百万円	14,884 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,323 百万円	9,704 百万円	6,433 百万円	8,829 百万円	9,167 百万円
1株当たり当期純利益金額	346.03 円	347.00 円	231.86 円	318.18 円	330.31 円
総資産	188,224 百万円	214,944 百万円	224,734 百万円	248,933 百万円	261,699 百万円
純資産	92,819 百万円	99,225 百万円	103,045 百万円	110,788 百万円	116,778 百万円

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第61期の期首から適用しており、第60期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

#### ご参考

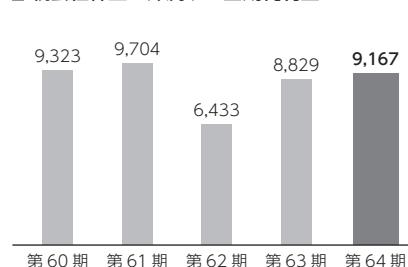
##### ■ 売上高 (百万円)



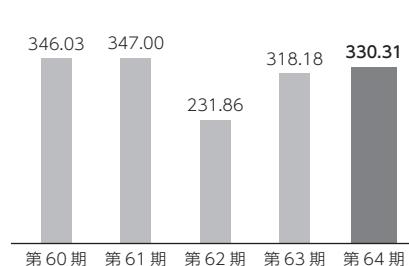
##### ■ 営業利益 / 経常利益 (百万円)



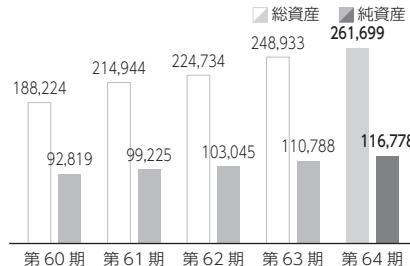
##### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



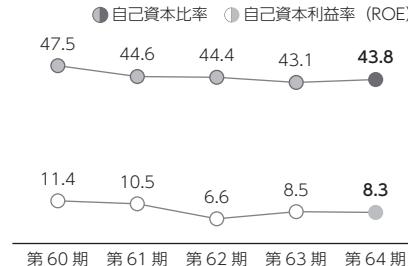
##### ■ 1株当たり当期純利益金額 (円)



##### ■ 総資産 / 純資産 (百万円)



##### ■ 自己資本比率 / 自己資本利益率 (ROE) (%)



## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第60期 2017年10月 1日から 2018年 9月30日まで	第61期 2018年10月 1日から 2019年 9月30日まで	第62期 2019年10月 1日から 2020年 9月30日まで	第63期 2020年10月 1日から 2021年 9月30日まで	第64期 2021年10月 1日から 2022年 9月30日まで
売上高	86,994 百万円	94,789 百万円	93,675 百万円	99,995 百万円	105,677 百万円
営業利益	9,813 百万円	9,959 百万円	7,240 百万円	8,411 百万円	8,815 百万円
当期純利益	8,162 百万円	8,198 百万円	6,481 百万円	7,623 百万円	7,895 百万円
1株当たり当期純利益金額	302.94 円	293.15 円	233.59 円	274.73 円	284.46 円
総資産	145,662 百万円	163,629 百万円	173,980 百万円	194,882 百万円	204,595 百万円
純資産	81,963 百万円	87,296 百万円	91,875 百万円	97,416 百万円	102,993 百万円

## (3) 経営の基本方針

当社グループは、『総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する』を社是に掲げ、常にユーザーの立場からレンタル活用のメリットを追求し、商品開発・システム構築に努めております。

そして、安全な商品の提供、ご安心いただけるサービス体制をモットーに、ユーザーから社員一人一人が信頼される企業集団であること。これが当社グループの一貫した方針であり、レンタルの基盤と言えるものであります。

## (4) 中長期的な経営戦略

当社グループは中期経営計画“ Vision 2023 ”の基、3ヵ年（2021年9月期から2023年9月期まで）において、下記政策を進めてまいります。

### ① 状況認識

モノ不足を補うために誕生したレンタル事業は、合理化・効率化の手段へと変化し、近年はサービスやモノを大勢で共用し、有効活用する「シェアリング・エコノミー」の時代が到来しており、その役割が一層、大きくなっています。社会のニーズに応え、これまでの事業展開の中で培ってきた「保有」「保守」「管理」「運搬」「運用」の機能を有効に活用して、持続的成長につなげるサイクルを構築していくことが必要だと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響として、イベントの中止や延期が続いておりましたが、感染症対策を行った上で音楽イベントや展示会等を再開する動きが広がりました。当社は、従来のイベント対応以外に施設関連や動画配信サービス等の受注活動に注力し、コロナ禍でも売上を確保できる体制強化に努めております。

## ② 中期経営計画“ Vision 2023 ”の概要

(数値目標)

売上高	1,900億円
営業利益	190億円
EBITDA	570億円

(基本方針)

- (イ) 「ロジスティックス・イノベーション」による事業拡大
- ・ EBITDAを最重要指標として拡大し、レンタル資産の高水準の投資を継続
  - ・ レンタル業を「ロジスティックス」産業と捉え、物流システムを徹底して見直す  
それによってレンタル資産運用の効率化を推進する
  - ・ 進化した「ロジスティックス」を活用し、オンラインレンタル等新たなビジネスを成長させる
- (ロ) 「仮設のチカラ」でSDGs推進
- ・ 建設機械・イベント商材等を総合的に「仮設」で提供できる力を活かし、街や施設がフレキシブルな用途で活用できるようにサポートする
- (ハ) 投資と株主還元の両立
- ・ 2022年9月期以降は配当性向30%とする

(注) 2020年11月10日公表の中期経営計画“ Vision 2023 ”は、当初の業績目標を上記のとおり設定しておりましたが、2022年11月10日公表の2022年9月期決算短信にて、売上1,815億円、営業利益152億円、EBITDA529億円で業績予想を修正しております。

## (5) 企業集団の運営・管理に関する基本方針

### ① 企業グループとしての経営方針、事業展開方針

当社グループの事業展開は、総合レンタル業及びその周辺事業であることを基本に、経営効率の向上を最大の目的とし、関係各社の成長によって、当社を中核とするグループ全体を健全な発展と長期的な繁栄に導くことを事業展開方針としております。

### ② レンタル資産と資金のグループ内での有効活用

レンタル資産の調達・保有は基本的に当社に集約します。購入又はリース調達等の調達手段については、投資回収率等資産の特徴によって計画していきます。資金については、余剰資金を出さないようグループ全体での資金チェックと効率的な運営を前提として各社で管理しております。

### ③ 子会社の株式保有

当社100%出資を原則とします。

## (6) 財務の安全性に関する基本方針

当社グループの主力事業分野の建機レンタル業界の特性に配慮し、財務の安全性の観点から次のような指標を定め、効率性とのバランスを考えながら運営しております。

自己資本比率	レンタル業はストックビジネスであり、固定資産のウエイトが高いため、自己資本は50%確保までは必要であると考えています。
有利子負債月商倍率	固定資産の取得のために、どうしても借入れが増加する傾向があります。中期経営計画“ Vision 2023 ”では、土地・建物への投資も拡大するため、目標を一時的に緩和し、2023年9月期の有利子負債（リース債務含む）は月商の6.5ヶ月分までを目標といたします。
現預金保有月商倍率	主要顧客である建設業界では、売上代金の資金化に要する期間が比較的に長いいため、安全性を考慮して月商の1.5ヶ月分の確保を目標とします。

## (7) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当政策は経営の最重要課題の一つと位置づけております。

旺盛な資金需要を賄うため、財務の安全性・健全性にも留意しつつ、2022年9月期以降は配当性向を30%といたします。

当期の配当につきましては、1株当たり100円配当（連結配当性向30.3%）といたします。また、次期の配当金につきましては、1株当たり100円配当（連結配当性向30.2%）とする予定であります。なお、内部留保資金の用途につきましては、安定した利益配分の財源の他、レンタル資産の増強及びM&A等の積極的な成長戦略に充てる予定であります。

## (8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
サコス株式会社	(百万円) 1,167	(%) 100.0	建設、設備工事用機器の賃貸及び販売
日本スピードショア株式会社	(百万円) 50	(%) 100.0	スピード土留の製造及び賃貸
SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD	(千AU\$) 19,679	(%) 80.0	高所作業機の賃貸及び販売
NORTH FORK PTY LTD	(千AU\$) 7,862	(%) 95.0	フォークリフトの販売及び賃貸
UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.	(千\$) 39,737	(%) 96.6	大型発電機の賃貸

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社及びその他28社を連結対象会社としております。なお、当連結会計年度においては、連結子会社であるサコス株式会社の株式を公開買付けにより取得し、同社を完全子会社といたしました。

## (9) 対処すべき課題

経済・社会が大きく変動するなか、働き方や市場の将来性、景気変動への対応等の面で、当社グループの組織・事業について「持続性」という観点から見直す必要があると考えております。

シェアリング・エコノミーにおけるレンタル業は、モノを共有する点で環境への配慮や省資源化等、社会・環境の「持続性」につながるるとともに、ステークホルダーが価値観・考え方を共有し課題の解決やネットワークの構築等を進めることで、ともに成長、発展していくことができると考えております。

当社グループでは、これまでのレンタルビジネスを進化させ、様々な社会課題を解決していくことで、持続的な成長につなげてまいります。

### ① 「ロジスティックス・イノベーション」の推進

当社グループは、独自の品質管理システムやレンタル資産を集中的にメンテナンスする機械センター・商品センター、通信測機の専門部署を有しており、技術力や対応力、専門性に強みがあります。更に、ロジスティックスの観点から業務工程の全面的な見直しを行い、機械センター・商品センターを起点とした広域の物流網を構築することで、レンタル資産の運用効率化やITを基盤とした新たな営業チャンネルの拡大にも挑戦し、事業拡大と質の向上に努めてまいります。

### ② 「仮設のチカラ」によるSDGsへの貢献

建設機械やイベント商材等を総合的に「仮設」で提供できる力を活かし、「パッケージ」として整備することで、街づくりや施設の計画・設計段階から提案し、施工・供用に至るまでの全過程で「西尾の総合力」を活用いただくことを目指してまいります。

### ③ 安全・環境の重視

当社グループでは常に「安全・環境・効率化」をテーマにレンタル商品の充実を図っております。CO2削減・泥濁水処理等に関連する機械や遠隔地でも騒音・振動・雨量等が把握できる計測システムを積極的に導入し、現場に提案営業を行うことで、建設現場が抱える問題解決へ取り組んでまいります。また、安全衛生委員会の設置や毎年4～6月に各地域で協力企業（修理業、運送業）向けの安全衛生大会・倫理規程研修会を実施し、従業員と協力業者の教育に努めております。

## (10) 主要な事業内容

当社グループは、建設・設備工事用機器（土木・道路用機械、高所作業用機械、建築用機械、測量機器等）及びイベント用機器の賃貸を主な事業内容とし、この他建設工事用機械の製造等を行っております。

事業区分は、製品及びサービス内容の類似性を考慮した内部管理上採用している区分によっており、それぞれ内容及び主要品目は、次のとおりであります。

事業区分	内容及び主要品目
レンタル関連事業	建設・設備工事用機器（タワークレーン、室内系高所作業機、バックホウ、商用車、小型揚重、フォークリフト、照明機器、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ダンプ、高所作業車、発電機、スピード土留）、軌道工事用機器、汚染土壌・汚染水処理設備、泥濁水処理設備、トンネル・ダム工事用機械、イベント用機器（催事関連商品、システムパネル、アミューズメント用品、音響機器、民生用品、大型テント、木造モジュール、通信・情報機器）、撮影用小道具等のレンタル、工事用電気設備工事、電気配線工事、建設工事用機械のオペレーション業務、運送事業
その他	鋸螺類の製造、建設工事用機械の製造、保険・不動産賃貸事業

## (11) 主要な営業所

### ① 当社

(2022年9月30日現在)

- ・本 社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
- ・東京支店：東京都千代田区外神田1丁目18番13号
- ・中部支店：名古屋市中区錦1丁目6番17号
- ・関西支店：大阪市中央区南船場2丁目5番8号
- ・通信測機事業部：大阪府吹田市春日1丁目7番33号
- ・技術本部：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
- ・レントオール事業部：大阪市城東区鳴野西2丁目6番8号
- ・営業所：北海道・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・栃木県・茨城県・埼玉県・群馬県・東京都・神奈川県・千葉県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県・滋賀県・奈良県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・島根県・鳥取県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県

### ② 重要な子会社

- ・サコス株式会社（東京都）
- ・日本スピードショア株式会社（大阪府）
- ・SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD（オーストラリア）
- ・NORTH FORK PTY LTD（オーストラリア）
- ・UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.（シンガポール）

## (12) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レンタル関連事業	4,359 (792)名	+79 (+20)名
その他	192 (18)名	+9 (-2)名
合計	4,551 (810)名	+88 (+18)名

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,226 (326) 名	+52 (+24) 名	36才 0 ヶ月	11年 4 ヶ月

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## (13) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (残高)
株式会社三井住友銀行	18,073
株式会社三菱UFJ銀行	13,022
日本生命保険相互会社	5,986
株式会社みずほ銀行	5,085
三井住友信託銀行株式会社	3,683
株式会社福岡銀行	2,319
株式会社日本政策投資銀行	1,660
明治安田生命保険相互会社	1,246

(百万円)

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 51,335,700株  
 ② 発行済株式の総数 28,391,464株（自己株式636,916株を含む）  
 ③ 株主数 5,208名  
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	(千株)	(%)
有限会社ニシオトレーディング	3,760	13.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,008	10.8
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,948	7.0
西尾公志	1,310	4.7
西尾レントオール社員持株会	1,224	4.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	976	3.5
西尾レントオール取引先持株会	896	3.2
一般財団法人レントオール奨学財団	840	3.0
日浦知子	705	2.5
THE CHASE MANHATTANBANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	594	2.1

(注) 1. 当社は、自己株式を636,916株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式636,916株を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,600 株	10 名
社外取締役	— 株	— 名
監査役	— 株	— 名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告の42頁「4. (3) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2022年9月30日現在)

		第1回2010年度株式報酬型 新株予約権	第2回2012年度株式報酬型 新株予約権	第3回2013年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日		2010年11月29日	2012年11月30日	2013年11月29日
新株予約権の数		73個	34個	13個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,300株	普通株式 3,400株	普通株式 1,300株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 38,300円	新株予約権1個当たり 98,600円	新株予約権1個当たり 242,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
権利行使期間		自 2010年12月22日 至 2040年12月21日	自 2012年12月21日 至 2042年12月20日	自 2013年12月20日 至 2043年12月19日
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 73個 目的となる株式数 7,300株 保有者数 4名	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 保有者数 6名	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 1,300株 保有者数 6名
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

(2022年9月30日現在)

	第4回2014年度株式報酬型 新株予約権	第5回2015年度株式報酬型 新株予約権	
発行決議日	2014年11月28日	2015年11月27日	
新株予約権の数	12個	13個	
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 1,200株	普通株式 1,300株	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 334,000円	新株予約権1個当たり 281,800円	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円	
権利行使期間	自 2014年12月23日 至 2044年12月22日	自 2015年12月22日 至 2045年12月21日	
行使の条件	(注)	(注)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 7名	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 1,300株 保有者数 7名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項

(2022年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西尾 公志	レントオール部門管掌 サコス株式会社 取締役会長 日本スピードショア株式会社 取締役 SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD Director NORTH FORK PTY LTD Director UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD. Director
専務取締役	外村 圭弘	東京支店長兼海外事業担当（建機部門） サコス株式会社 取締役
取締役	辻村 敏夫	安全品質管理担当
取締役	濱田 雅義	中部支店長
取締役	橋本 宏治	関西支店長
取締役	北山 孝	通信測機事業部長
取締役	鎌田 浩昭	技術本部長
取締役	四元 一夫	本社管理部門管掌兼社長室長
取締役	中野 浩二	東北営業部長兼福島営業部長
取締役	田中 浩二	東中国営業部長
取締役	島中 哲美	有限会社ゼハールト 代表取締役
取締役	野坂 博南	関西大学経済学部教授
常勤監査役	岩佐 広文	
監査役	阪口 祐康	協和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社銭高組 社外監査役
監査役	阿部 修二	阿部公認会計士事務所 所長、税理士法人SORA 代表社員 株式会社大和コンピューター 社外監査役

- (注) 1. 取締役島中哲美及び取締役野坂博南は、社外取締役であります。  
2. 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、社外監査役であります。  
3. 当社は取締役島中哲美、取締役野坂博南、監査役阪口祐康及び監査役阿部修二を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役阿部修二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当事業年度末日後における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。  
・専務取締役外村圭弘は、2022年10月1日付で東京支店長兼海外事業担当（建機部門）から建機部門（東日本地域及び海外事業）管掌となりました。  
・取締役橋本宏治は、2022年10月1日付で関西支店長から関西支店長兼関西建築設備営業部長兼関西機材サポート部長となりました。

- ・取締役四元一夫は、2022年10月1日付で本社管理部門管掌兼社長室長から本社管理部門管掌となりました。
- ・取締役中野浩二は、2022年10月1日付で東北営業部長兼福島営業部長から東京支店長となりました。
- ・取締役田中浩二は、2022年10月1日付で東中国営業部長から建機部門（中国・四国地域）管掌となりました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的な違法行為等に起因する損害賠償請求は填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会（一部追記・変更は2021年10月29日開催の取締役会）において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

### (イ) 基本方針

当社の取締役は「会社と信頼関係にある人間」であり、その信頼に応えて経営理念・社是を実践に移していくことが求められている。取締役の報酬は期待される役割を十分果たすためにふさわしいものになることを目指していく。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬（株式報酬）により構成し、経営の監督機能と業務執行の妥当性を確保する機能を担う社外取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬で構成する。

---

また、取締役の報酬の内容の決定は、取締役の「自己取引」にあたるため、報酬の内容及び決定手続きの両面において合理性、客観性、透明性を備えるものとする。

#### **(ロ) 固定報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針**

当社の取締役の固定報酬は、金銭による月例の固定した報酬とする。固定報酬の金額は、役位、職責に応じて定めるものとし、業績、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

新たに選任された常勤取締役の報酬は原則として、その時点の組織における最高職位に実在する社員の最高額の1.5倍の範囲内で取締役会にて決定する。代表取締役社長以外の常勤取締役の報酬の最高額は、新任取締役の2.5倍とする。代表取締役社長の報酬の最高額は、新任取締役の3倍とする。

固定報酬の見直しは、代表取締役社長が取締役各人について個別の評価を行いその評価に基づき社内的一定ルールに従って、個別支給案を算出、取締役会にて決定する。

ただし、社外取締役については、個別の評価は行わない。

#### **(ハ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容、その額及び付与の時期又は条件の決定とその決定に関する方針**

業績連動報酬は、企業価値向上への短期的な貢献に対する報酬であり、金銭にて支給する。支給方法としては、各事業年度の税引前当期純利益の一定率の金銭を毎年当該事業年度終了後の一定の時期に付与する。個別の支給額は役位、職責、当該事業年度の貢献度を踏まえて決定する。

ただし、社外取締役については、個別の評価を行わない。

#### **(ニ) 非金銭報酬等の内容、その数又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定とその決定の方法に関する方針**

非金銭報酬は、株式報酬とする。株式報酬は、企業価値向上への中長期的な貢献に対する報酬であり株式を活用して支給する。支給方法としては、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年とする譲渡制限付株式を毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

## (ホ) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、取締役の固定報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の種類別の報酬の割合については、業務執行を担う取締役か社外取締役かによって、差を設け、社会情勢や他社の動向等を踏まえて、適宜見直しを図るものとする。報酬の比率の目安（業績達成100%等を仮定）としては次のとおりとする。

- ・業務執行を担う取締役・・・固定報酬60% 業績連動報酬37% 非金銭報酬3%
- ・社外取締役・・・・・・・・・・固定報酬70% 業績連動報酬30% 非金銭報酬—

## (ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

各取締役の個人別の具体的な報酬等については、取締役会の承認に基づき代表取締役社長西尾公志にその案の策定を委任する。その案の対象は、各取締役の固定報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等とする。代表取締役社長は策定した案をまず社外取締役全員に入念に説明し、適切な関与・助言を得た後、最終的には取締役会にて決定する。

## ②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役	167	111	51	4	12
（うち社外取締役）	（7）	（5）	（2）	（—）	（2）
監 査 役	16	14	2	—	3
（うち社外監査役）	（6）	（5）	（1）	（—）	（2）
合 計	183	125	53	4	15
（うち社外役員）	（13）	（10）	（3）	（—）	（4）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬にかかる業績指標は税引前当期純利益であり、その実績は計算書類損益計算書に記載のとおりであります。当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、事業報告の42頁「4. (3) ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、事業報告の38頁「2. ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額200百万円以内。使用人兼務取締役の使用人部分を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役1名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2016年12月20日開催の第58回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、9名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役2名）です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役島中哲美は、有限会社ゼハールトの代表取締役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・取締役野坂博南は、関西大学経済学部教授であります。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阪口祐康は、協和総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社銭高組の社外監査役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阿部修二は、阿部公認会計士事務所の所長、税理士法人SORAの代表社員及び株式会社大和コンピューターの社外監査役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	島 中 哲 美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営方針や経営計画に対し意見を述べる等、経営の監督と業務執行の妥当性を確保するための役割を果たしております。
取締役	野 坂 博 南	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、学識経験者としての経済学を中心とした専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営方針や経営計画に対し意見を述べる等、経営の監督と業務執行の妥当性を確保するための役割を果たしております。
監査役	阪 口 祐 康	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、法務の専門家としての豊富な知見に基づき、発言を行っております。
監査役	阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	69百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD、NORTH FORK PTY LTD及びUNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を受け検討した結果、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等は適切であると判断し、同意いたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

---

## 6. 業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

### (1) 職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、石門心学にいう「心学五則」を経営理念に掲げ、その考え方を基に社是を制定しております。当社の全ての役員（取締役・監査役）と従業員は、この経営理念・社是を職務執行の拠り所として、広く社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

#### ○経営理念

「持敬の心」（絶えず畏敬の念を持って）

「積仁の心」（徳を積むべし）

「知命の心」（社会的有用性の創設）

「致知の心」（知恵を生かすべし）

「長養の心」（長期的視野に立って）

#### ○社是

「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」

当社では、プロフィット制という部門ごとの独立採算制を採用し、各部門（プロフィット）が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも各プロフィットが責任を持って進め、それを補うものとして全社的なチェック体制を整備しております。

## (2) 取締役及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社的に定期で実施している、階層別教育・昇格研修にて法令や経営理念・社是を繰り返し徹底しております。

各プロフィットでは、実際の職務執行にあたって法令・定款・経営理念・社是を遵守するための業務手順・マニュアルが定められ、各プロフィットの管理担当者がその手順通りに業務が行われているかどうかをチェックしております。

さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、監査室が内部監査を通じて、確認しております。

また、社外監査役は独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき意見することにより、職務執行の適法性を確保しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気付いたときは、本社の通報窓口へ直接通報でき、社長に情報を集約することとしております。そのうち、取締役及び監査役の不正行為に関しては外部委託業者を通報窓口とし、社外取締役を含む取締役を経由して、社長に情報を集約することとしております。(匿名も可)

会社は誠意を持って対応し、情報提供者が不利益を被らないように取り計らうこととしております。

## (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の議事録や、各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書等の文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

## (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主力事業分野である建機レンタル業の特性に起因する、損失の危険の管理に重点を置いております。

まずレンタル資産への投資が大きなものになるため、財務の安全性に問題が生じる危険があります。自己資本比率・有利子負債月商倍率・現預金保有月商倍率等についてガイドラインを定め、事業報告・有価証券報告書にて公表するようにしております。

顧客層が広く、顧客の業種・企業規模も多様なため、売掛債権の回収についても損失の危険があります。「与信管理規程」及び基準を設けて債権管理を行い、重要顧客については取締役会で与信額を決定しております。

建設機械の安全対策・事故防止も重要な課題です。社内に安全管理担当部門を設け、毎年安全衛生管理計画書を策定し、全社に周知徹底しております。

上記の他、自然災害や各種の人災による損失の危険に備え、リスク管理マニュアルを制定しております。

## **(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社では、各プロフィットが全社の計画立案指針に基づき事業計画を策定、取締役会にて承認を受けた後、その達成に向けて自主的な運営を行っており、効率性が確保されております。

ただし短期的な視点だけではなく、中長期から見た効率性にも配慮していくため、設備投資や新規事業部門への投資については、取締役会にてガイドラインを設定しております。

また、社外取締役を選任し、独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき、経営の監督及び経営方針や経営計画に対し、意見を述べております。

## **(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

### **①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社では「関係会社管理規程」を定めて子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。

### **②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社では「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき当社グループの事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、各子会社において「リスク管理事項一覧」を策定し予防策を講じるとともに、リスクが発生した場合は、社長及び当社所管部門へ報告を行い、当社と連携して処置にあたります。

当社の監査室は管理状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行います。

### **③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社では、子会社の運営・管理に関する基本方針を定め事業報告・有価証券報告書にて開示しております。

その方針及び「関係会社管理規程」に基づいて、各子会社は毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。また当社の役職員が各社の取締役・監査役に就任し、各社の職務執行の適正を確保する体制をとっております。

### **④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

各子会社は「倫理規程」を制定し、全ての役職員に周知徹底しております。

また、当社の監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンスの状況について確認を行っております。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項**

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができ、当該従業員の独立性と指示の実効性の確保に努めるものとしております。

なお、当社の定める「監査役会規程」において、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

**(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は取締役会に出席し、重要な事項の報告を受ける体制になっております。特に事故その他損害を及ぼす情報については、担当部門及び担当取締役が社長に報告すると同時に監査役に報告しております。

また常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制をとっております。

**(9) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社は「内部監査規程」に基づき、監査室が子会社の内部監査の状況について社長へ報告を行うとともに、監査役会に出席し、報告を行う体制を確保しております。

また、当社及び関係会社の監査役で構成する関係会社監査役会により、子会社の監査役が親会社の監査役に子会社のコンプライアンス状況等について定期的に報告を行っております。

**(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

各子会社は「内部通報制度運用規程」を制定し、通報者に対して通報等したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

**(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において、監査役会は職務の執行上必要と認める費用について予め予算を計上しておくこととしております。当社に対し償還を請求した時には、その費用を負担します。

## (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席し、特に社外監査役は取締役に対しての説明の要求や意見を述べるができる環境を確保しております。

また、社長と監査役は、相互の意思の疎通を図るために、随時必要な会合を持つようにしております。

## (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」を制定しており、その中で役員及び従業員は社会の一員として法令を遵守する良識ある企業人として正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。

また外部の専門機関等と連携し、組織的に対応できる体制づくりを進めるとともに、各種研修等の機会を通じて、啓蒙活動を推進しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### (1) 取締役の職務執行について

当社は、各プロフィットが自主的な運営を行い、月次報告書により業績管理を行っている他、取締役会においても各プロフィットの状況について報告を行っております。なお、当事業年度において、取締役会は13回開催されております。子会社においても、毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成状況について月次報告書及び、必要に応じて個別の面談等で経営状況について確認しております。

また、社外取締役を選任し、専門的な知識と豊富な経験に基づき経営方針や経営計画に対する意見を述べ、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

### (2) コンプライアンスについて

当社及び子会社は、各種研修の際に法令や経営理念・社是の周知徹底を行う他、内部監査を通じて各拠点で業務手順・マニュアルの整備・チェック状況について、確認を行っております。なお、当事業年度においては、内部統制監査を196拠点に対し実施し、内部監査を55拠点に対し実施しております。

また、内部通報制度の運用や、社外取締役・社外監査役が取締役会及び監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで職務執行の適法性・妥当性を確保し、コンプライアンス体制を構築しております。

### (3) リスク管理について

当社及び子会社は「リスク管理事項一覧表」を作成し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象について予防策を講じ、前述の内部統制監査及び内部監査を実施し、その整備・実施状況について確認を行っております。

また、毎年4月から6月に各地域ごとに安全衛生大会を開催し、当事業年度においては全社共通の基本方針として「リスクアセスメントのレベルアップを図り、「安全文化」を醸成する」を掲げ、災害防止の推進・管理・教育を行っております。

### (4) 監査役の職務遂行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、監査室と連携して当社グループ会社を含む営業拠点への往査等を行っており、当事業年度において監査役及び監査役会は11拠点の往査にて部門経営者や拠点長、現地社員等との対話や意見交換等を実施し、往査報告については監査役会にて報告されております。なお、当事業年度において監査役会は14回開催されており、関係会社監査役会は1回開催されております。

また、取締役会及び重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(百万円)

科目	第64期 2022年9月30日現在	(ご参考)第63期 2021年9月30日現在	科目	第64期 2022年9月30日現在	(ご参考)第63期 2021年9月30日現在
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>			<b>I 流動負債</b>		
1. 現金及び預金	47,695	47,592	1. 支払手形及び買掛金	22,465	21,308
2. 受取手形及び売掛金	—	41,628	2. 短期借入金	5,529	4,472
3. 受取手形、売掛金及び契約資産	42,743	—	3. 1年内返済予定の長期借入金	8,951	7,235
4. リース投資資産	19	24	4. 1年内償還予定の社債	150	150
5. 商品及び製品	3,897	1,939	5. リース債務	13,847	13,746
6. 仕掛品	897	1,568	6. 未払法人税等	2,455	2,712
7. 原材料及び貯蔵品	1,467	1,372	7. 賞与引当金	2,419	2,316
8. その他	10,107	8,281	8. 役員賞与引当金	143	139
貸倒引当金	△902	△713	9. 設備関係未払金	9,625	10,346
<b>流動資産合計</b>	<b>105,927</b>	<b>101,693</b>	10. その他	10,713	10,810
<b>II 固定資産</b>			<b>流動負債合計</b>	<b>76,301</b>	<b>73,239</b>
<b>1. 有形固定資産</b>			<b>II 固定負債</b>		
(1) 貸与資産	82,229	79,707	1. 社債	825	975
(2) 建物及び構築物	13,225	12,735	2. 長期借入金	36,835	32,162
(3) 機械装置及び運搬具	2,265	2,220	3. リース債務	27,580	29,024
(4) 土地	36,516	34,505	4. 繰延税金負債	629	285
(5) リース資産	3,615	3,645	5. 役員退職慰労引当金	262	250
(6) 建設仮勘定	5,205	1,768	6. 退職給付に係る負債	847	784
(7) その他	768	821	7. 資産除去債務	1,013	980
<b>有形固定資産合計</b>	<b>143,825</b>	<b>135,403</b>	8. その他	624	444
<b>2. 無形固定資産</b>			<b>固定負債合計</b>	<b>68,619</b>	<b>64,906</b>
(1) のれん	1,614	2,018	<b>負債合計</b>	<b>144,921</b>	<b>138,145</b>
(2) その他	1,933	1,994	<b>(純資産の部)</b>		
<b>無形固定資産合計</b>	<b>3,547</b>	<b>4,012</b>	<b>I 株主資本</b>		
<b>3. 投資その他の資産</b>			1. 資本金	8,100	8,100
(1) 投資有価証券	2,148	2,015	2. 資本剰余金	8,165	9,085
(2) 長期貸付金	12	212	3. 利益剰余金	98,512	91,704
(3) 繰延税金資産	2,196	2,240	4. 自己株式	△1,903	△1,907
(4) その他	4,356	3,666	<b>株主資本合計</b>	<b>112,875</b>	<b>106,983</b>
貸倒引当金	△314	△310	<b>II その他の包括利益累計額</b>		
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>8,399</b>	<b>7,823</b>	1. その他有価証券評価差額金	277	282
<b>固定資産合計</b>	<b>155,771</b>	<b>147,240</b>	2. 繰延ヘッジ損益	17	20
<b>資産合計</b>	<b>261,699</b>	<b>248,933</b>	3. 為替換算調整勘定	1,386	△97
			<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>1,681</b>	<b>205</b>
			<b>III 新株予約権</b>	<b>16</b>	<b>30</b>
			<b>IV 非支配株主持分</b>	<b>2,204</b>	<b>3,569</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>116,778</b>	<b>110,788</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>261,699</b>	<b>248,933</b>

## 連結損益計算書

(百万円)

科目	第64期 2021年10月1日から 2022年9月30日まで		(ご参考) 第63期 2020年10月1日から 2021年9月30日まで	
<b>I 売上高</b>				
1. 貸 貸 収 入 高	140,087		131,577	
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 高	30,547	170,634	30,178	161,756
<b>II 売上原価</b>				
1. 貸 貸 原 価	82,860		77,149	
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 原 価	19,525	102,385	19,974	97,123
売 上 総 利 益		68,248		64,632
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		53,364		50,917
<b>営業利益</b>		14,884		13,714
<b>IV 営業外収益</b>				
1. 受 取 利 息	67		59	
2. 受 取 配 当 金	33		35	
3. 受 取 保 険 金	110		114	
4. 為 替 差 益	29		4	
5. ス ク ラ ッ プ 売 却 益	87		84	
6. そ の 他	407	736	553	853
<b>V 営業外費用</b>				
1. 支 払 利 息	1,061		990	
2. 公 開 買 付 関 連 費 用	140		-	
3. そ の 他	117	1,319	127	1,118
<b>経常利益</b>		14,301		13,450
<b>VI 特別利益</b>				
1. 固 定 資 産 売 却 益	33		101	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	24	58	-	101
<b>VII 特別損失</b>				
1. 固 定 資 産 除 売 却 損	88	88	115	115
<b>税金等調整前当期純利益</b>		14,271		13,436
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,594		4,376	
法 人 税 等 調 整 額	337	4,931	△55	4,321
<b>当期純利益</b>		9,339		9,115
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		171		286
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		9,167		8,829

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年10月1日 期首残高	8,100	9,085	91,704	△1,907	106,983
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,359		△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益			9,167		9,167
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		4	4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△920			△920
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△920	6,808	4	5,892
2022年9月30日 期末残高	8,100	8,165	98,512	△1,903	112,875

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年10月1日 期首残高	282	20	△97	205	30	3,569	110,788
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当				-			△2,359
親会社株主に帰属する当期純利益				-			9,167
自己株式の取得				-			△0
自己株式の処分				-			4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				-			△920
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	△4	△2	1,483	1,476	△13	△1,364	98
連結会計年度中の変動額合計	△4	△2	1,483	1,476	△13	△1,364	5,990
2022年9月30日 期末残高	277	17	1,386	1,681	16	2,204	116,778

貸借対照表

(百万円)

科目	第64期 2022年9月30日現在	(ご参考)第63期 2021年9月30日現在	科目	第64期 2022年9月30日現在	(ご参考)第63期 2021年9月30日現在
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>I 流動資産</b>			<b>I 流動負債</b>		
1. 現金及び預金	33,175	33,248	1. 買掛金	14,458	13,953
2. 受取手形	2,767	2,754	2. 短期借入金	5,229	4,307
3. 電子記録債権	4,048	3,642	3. 1年内返済予定の長期借入金	4,833	3,609
4. 売掛金	17,682	18,307	4. リース債務	11,497	11,118
5. リース投資資産	19	24	5. 未払金	1,984	1,236
6. 商品及び製品	222	204	6. 未払法人税等	1,561	1,811
7. 原材料及び貯蔵品	200	139	7. 未払消費税等	985	1,237
8. 前払費用	429	386	8. 未払費用	668	627
9. 短期貸付金	4,403	6,521	9. 前受金	70	143
10. 設備立替金	6,103	5,139	10. 預り金	98	96
11. その他の他	1,628	535	11. 賞与引当金	1,471	1,414
貸倒引当金	△178	△202	12. 役員賞与引当金	86	83
<b>流動資産合計</b>	<b>70,502</b>	<b>70,702</b>	13. 設備関係未払金	8,561	9,304
<b>II 固定資産</b>			14. その他の他	403	509
1. 有形固定資産			<b>流動負債合計</b>	<b>51,911</b>	<b>49,453</b>
(1) 貸与資産	54,330	55,186	<b>II 固定負債</b>		
(2) 建物	6,717	6,578	1. 長期借入金	27,128	24,269
(3) 構築物	1,967	1,986	2. リース債務	21,781	22,935
(4) 機械及び装置	522	484	3. 資産除去債務	712	706
(5) 車両運搬具	497	554	4. その他の他	68	99
(6) 工具、器具及び備品	289	314	<b>固定負債合計</b>	<b>49,690</b>	<b>48,011</b>
(7) 土地	27,201	25,451	<b>負債合計</b>	<b>101,602</b>	<b>97,465</b>
(8) リース資産	836	868	<b>(純資産の部)</b>		
(9) 建設仮勘定	4,692	848	<b>I 株主資本</b>		
<b>有形固定資産合計</b>	<b>97,056</b>	<b>92,275</b>	1. 資本金	8,100	8,100
2. 無形固定資産			2. 資本剰余金		
(1) 貸与資産	162	150	(1) 資本準備金	9,410	9,410
(2) 借地権	10	10	(2) その他資本剰余金	209	210
(3) 特許権	72	83	<b>資本剰余金合計</b>	<b>9,620</b>	<b>9,620</b>
(4) 意匠権	668	785	3. 利益剰余金		
(5) ソフトウェア	290	263	(1) 利益準備金	805	805
(6) その他の他	151	100	(2) その他利益剰余金		
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,355</b>	<b>1,393</b>	別途積立金	73,400	68,600
3. 投資その他の資産			繰越利益剰余金	12,753	12,017
(1) 投資有価証券	1,185	1,007	<b>利益剰余金合計</b>	<b>86,958</b>	<b>81,422</b>
(2) 関係会社株式	27,019	24,280	4. 自己株式	△1,903	△1,907
(3) 出資	10	2	<b>株主資本合計</b>	<b>102,776</b>	<b>97,236</b>
(4) 関係会社出資金	80	80	<b>II 評価・換算差額等</b>		
(5) 関係会社長期貸付金	4,321	2,131	その他有価証券評価差額金	199	163
(6) 破産更生債権等	87	80	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>199</b>	<b>163</b>
(7) 長期前払費用	188	115	<b>III 新株予約権</b>	<b>16</b>	<b>16</b>
(8) 差入保証金	1,858	1,867	<b>純資産合計</b>	<b>102,993</b>	<b>97,416</b>
(9) 繰延税金資産	883	898	<b>負債純資産合計</b>	<b>204,595</b>	<b>194,882</b>
(10) その他の他	155	146			
貸倒引当金	△110	△98			
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>35,681</b>	<b>30,511</b>			
<b>固定資産合計</b>	<b>134,093</b>	<b>124,179</b>			
<b>資産合計</b>	<b>204,595</b>	<b>194,882</b>			

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1) 参考

## 損益計算書

(百万円)

科目	第64期 2021年10月 1日から 2022年 9月30日まで		(ご参考)第63期 2020年10月 1日から 2021年 9月30日まで	
<b>I 売上高</b>				
1. 貸 賃 収 入 高	94,761		90,299	
2. 商 品 売 上 高	10,916	105,677	9,695	99,995
<b>II 売上原価</b>				
1. 貸 賃 原 価	59,485		56,133	
2. 商 品 売 上 原 価	6,088	65,573	5,301	61,434
売 上 総 利 益		40,103		38,560
<b>III 販売費及び一般管理費</b>		31,287		30,149
<b>営業利益</b>		8,815		8,411
<b>IV 営業外収益</b>				
1. 受 取 利 息	169		166	
2. 受 取 配 当 金	1,867		2,097	
3. 受 取 地 代 家 賃	229		258	
4. 受 取 手 数 料	154		163	
5. 受 取 保 険 金	31		20	
6. 為 替 差 益	113		12	
7. そ の 他	292	2,858	367	3,086
<b>V 営業外費用</b>				
1. 支 払 利 息	662		611	
2. 不 動 産 賃 貸 原 価	157		176	
3. そ の 他	47	867	45	833
<b>経常利益</b>		10,807		10,663
<b>VI 特別利益</b>				
1. 固 定 資 産 売 却 益	27		28	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	23	51	87	116
<b>VII 特別損失</b>				
1. 固 定 資 産 除 却 損	63		51	
2. 関 係 会 社 株 式 評 価 損	-	63	302	353
<b>税引前当期純利益</b>		10,794		10,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,901		2,816	
法 人 税 等 調 整 額	△1	2,899	△14	2,802
<b>当期純利益</b>		7,895		7,623

## 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金 利益剰余金 合計			
2021年10月1日期首残高	8,100	9,410	210	9,620	805	68,600	12,017	81,422	△1,907	97,236
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				－			△2,359	△2,359		△2,359
別途積立金の積立				－		4,800	△4,800	－		－
当期純利益				－			7,895	7,895		7,895
自己株式の取得				－				－	△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				－	4	4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				－				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	4,800	736	5,536	4	5,540
2022年9月30日期末残高	8,100	9,410	209	9,620	805	73,400	12,753	86,958	△1,903	102,776

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年10月1日期首残高	163	163	16	97,416
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		－		△2,359
別途積立金の積立		－		－
当期純利益		－		7,895
自己株式の取得		－		△0
自己株式の処分		－		4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	36	36		36
事業年度中の変動額合計	36	36	－	5,576
2022年9月30日期末残高	199	199	16	102,993

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

西尾レントオール株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西尾レントオール株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西尾レントオール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

西尾レントオール株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所  
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 市 之 瀬 申  
業 務 執 行 社 員  
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 神 前 泰 洋  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西尾レントオール株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月22日

西尾レントオール株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 佐 広 文 ㊟

監 査 役 阪 口 祐 康 ㊟

監 査 役 阿 部 修 二 ㊟

(注) 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## ご参考：NISHIO TOPICS

当社グループでは中期経営計画“ Vision 2023 ”に基づく取り組みを主軸に、様々な社会課題に対し、そのソリューションの提案をしております。

ここに、その一部をご紹介します。

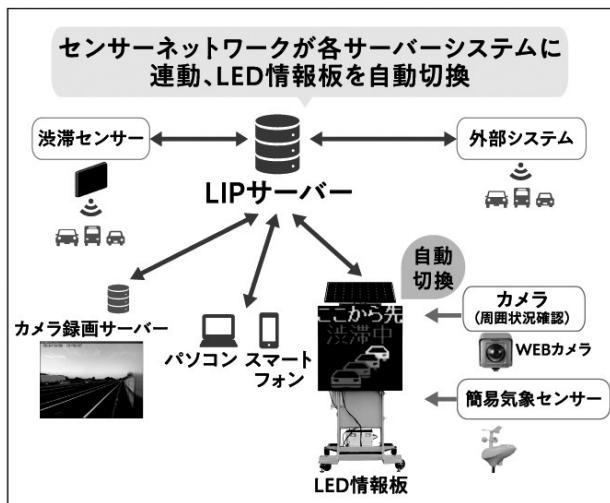
### ■ オープンイノベーションの推進による独自商品開発

当社ではお客様の細やかなニーズに対応すべく、既存商品のみのレンタルに留まらない様々な商品の独自開発やDX推進を積極的に行っております。

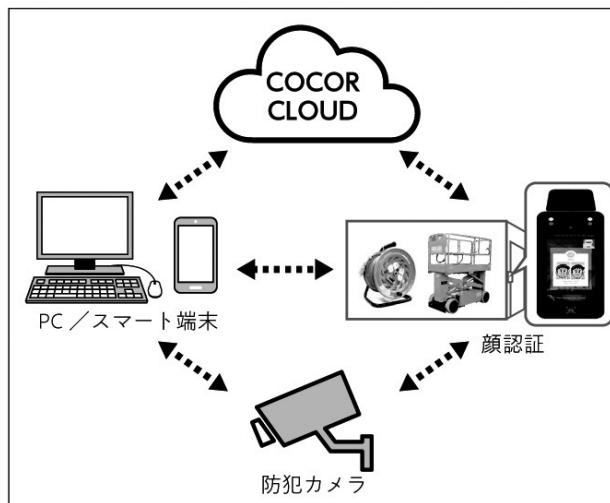
例えば、安全・快適な交通環境を実現する情報提供システム「LIP Literacy（リップリテラシー）」  
車両の平均速度と交通量をリアルタイムで監視する装置やウェブカメラ、外部システム等と連動してLED情報板の制御を完全自動化し、タイムリーな情報発信により、渋滞の緩和や作業員の省人化に寄与いたします。

また、現場設置型レンタルステーション「COCOR（ココアール）」は商品の貸出・返却を記録、管理する商品です。単なる1現場の管理のみならず、インターネットを介し複数拠点の商品在庫確認ができたり、顔認証で表面温度や体調、勤怠管理を行ったりと用途は様々です。

今後も、教育機関、研究機関、民間企業等の外部パートナーとの連携による研究開発を進め、新しいレンタルビジネスを創出してまいります。



LIP Literacy（リップリテラシー）



COCOR（ココアール）

## ■ カーボンニュートラルへの取り組み

当社は、カーボンニュートラルをはじめとした環境負荷低減への取り組みを重要なCSRと位置づけ、様々な施策を推進しております。その一環として展開する電動ミニバックホウ（電池式）「TB20e」は、日本ではまだ希少である充電可能な電池式の建機であり、エンジン搭載機と比較して、CO<sub>2</sub>の大幅削減、静音低振動低排熱といった効果が期待できます。

同様に、将来的なバイオマス燃料への転換・活用を視野に入れた取り組みも積極的に進めており、建設業界に求められる環境対策をサポートすることで、世界的な目標である「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献してまいります。



電動ミニバックホウ（電池式）「TB20e」

## ■ 「仮設のチカラ」の展開

技術開発や実証実験の加速を狙いとして、2023年春、当社の新拠点である「咲洲R&D国際交流センター」が大阪・咲洲に誕生いたします。それに先立ち仮設設備を活用した当社独自のフレキシブルなサポート力である「仮設のチカラ」を応用した木造のアリーナが2022年12月に竣工いたしました。

これは環境配慮型の木造構造物である「木造モジュール」のひとつで、接合部分を独自の金物と鋼材を用いたATAハイブリッド構法で補うことで、中間柱のない40mの大スパンを実現しております。モジュール化された部材を組み立てて構築する「木造モジュール」は、工期短縮・低コスト化・省人化に加え、使用後には解体して移設・転用できることが特長で、国産材採用による安定した生産・雇用創出の確立、森林資源の有効活用と林業活性化による循環型社会の構築を目指しております。

この取り組みは2025年に開催される大阪・関西万博のテーマであるSDGsの達成に合致するものであり、当社では木造モジュールによるパビリオンの建造を提案し、「転用」を未来へのレガシーとするべく取り組んでおります。



木造アリーナ



A series of horizontal dashed lines for writing notes.



## 株主メモ

事業年度 10月1日～翌年9月30日

期末配当金  
受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年12月

株主名簿管理人  
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行業  
〒541-8502  
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号  
電話 0120-094-777 (通話料無料)

上場金融商品取引所 東京証券取引所

公告方法 電子公告により行う  
公告掲載URL  
<https://www.nishio-rent.co.jp/>  
ただし、電子公告によることができない事故  
その他のやむを得ない事由が生じたときは、  
日本経済新聞に掲載いたします。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせ下さい。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意下さい。
2. 特別口座に記録された株式に関するお手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせ下さい。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

# 会場ご案内図

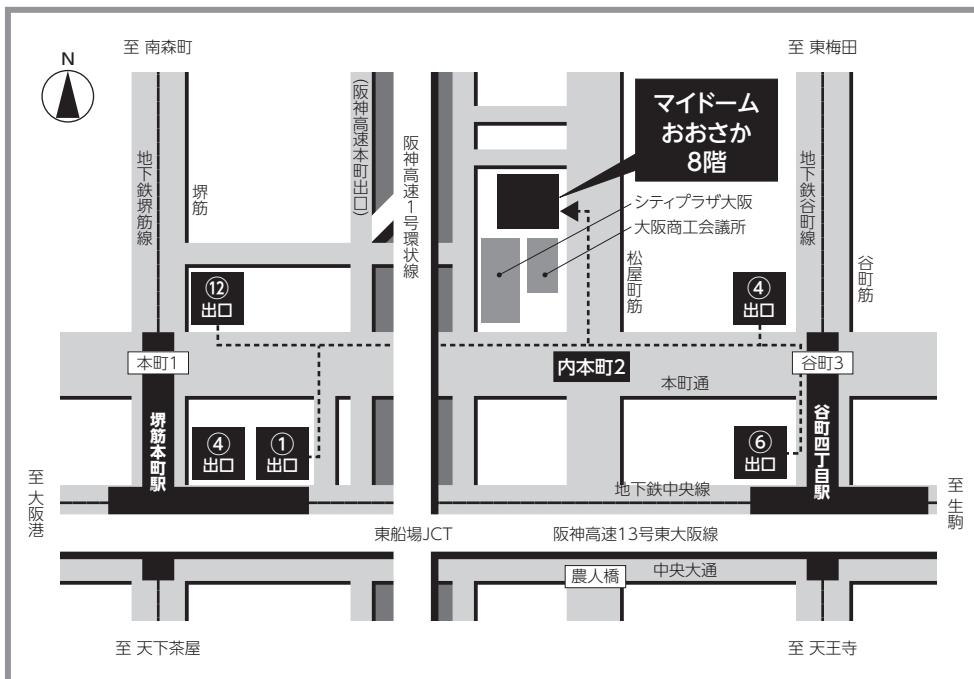
会場

## マイドームおおさか 8階

大阪市中央区本町橋2番5号  
TEL: 06 (6947) 4321

交通

- 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車  
①⑫番出口から徒歩6分／④番出口から徒歩10分
- 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車  
④番出口から徒歩7分／⑥番出口から徒歩10分



お願い 駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

株主の皆様へ

- ・株主総会会場が前回の会場から「マイドームおおさか」へ変更となっております。ご来場の際は間違えのないようご注意くださいようお願い申し上げます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会当日は、お土産の配付及び株主懇親会の開催はございません。何卒ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総合レンタル業のバイオニア  
**西尾レントオール株式会社**

本社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号  
<https://www.nishio-rent.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。